

4
添

120 ~~1163~~ 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 <u>略</u> 平	※ 総第127 147 ⁰⁰² 号
秘 無期限	※ 第 87 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 50- 1 27 17- 45
	大至急・ <u>至急</u> ・普通・LTF ※ 発電係 <u>小村</u>	



大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アジア局長 次 長 ア 参 事 官 北京アジア課長 首席事務官	主管局部課 (室) 名 ア 北 起案 昭和50年 / 月 23日 起案者 電話番号 宮下 2415
--	--	---

協議先

在韓国後宮 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて 外務大臣発

電 在釜山田村 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 あて

件名 軍人遺骨問題 (日本側提案)

客年貴信政オ7430号 に関し

23日北東アジア課長より在京韓~~国~~大使館 ^リ李一

等書記官に対し、~~本件~~残存遺骨の引渡しについて

当方案を提案したところ、次のとおり ~~であるので参考~~

~~まで通報す~~

手
済

(昭和四二七一改正)

添付

50.1.23 第一書記室 (口頭でいい) 秘 2

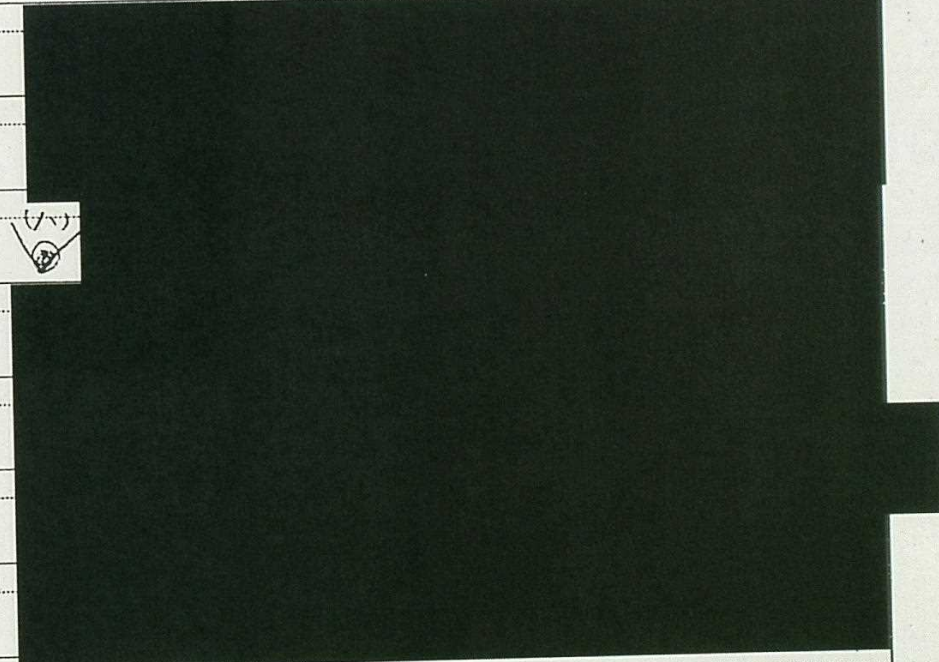
1. ^(これまで) 当方より、本件遺骨は正当な遺族であるかどうか
^{先づ}を確認のうえ、逐次引渡しを行って来たが、戦後
30年を経過した今日、遺族が判明しないからといって、
いつまでもこれを本邦に保管するのは不自然であり、ま
た、~~最近韓国~~ 政府より韓国出身者遺骨の一括引渡
し要請を受けていることを考慮して、^{根本的解決案を検討}
~~してきた結果であるとして別電の解決案を口頭で説明し、速やかに本邦~~
~~定めたこと~~ ^{次のような当方案を提示し、韓国側}
~~政府に取組むべきことを要請し~~
~~の同意を得たこと~~、先方は ~~同意~~ すみやかに本国

政府に報告する旨答えた。

2. ^(更に) 上記解決案の説明にあたり、~~韓国側は~~ ^{当方よりこの点を強調したい}
~~点に強調~~

~~当方は~~ 従来より、主として法的理由から ^(確認できたら) 遺族
に対して当該遺骨を引渡すとの立場 (遺族主義)
をとって来たこと、本解決案 ^の 出身地への一括

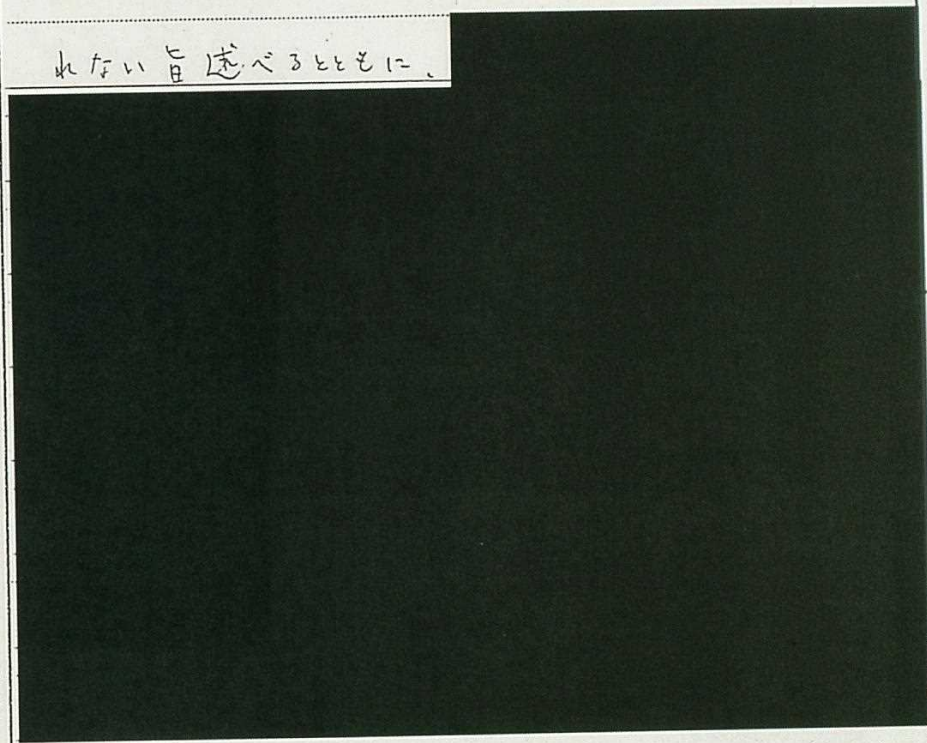
引渡しは、この立場を大巾に変更するものであり、⁽¹⁾ 本日、日本側提議は、⁽²⁾ 韓国
側の要望に~~応じ~~ 当方が~~得る~~ ^{応じ} 得るギリギリのラインで
~~なされたが、~~ ⁽³⁾ 可能な限り遺族控しの措
施をとるための国内における遺骨リストの公表 ⁽⁴⁾



3. これに対し、李書記官は ~~個~~ 個人的な感觸と
前置きして、戦後30年も経過した現在 遺族が
日本国内から名乗り出る可能性は少ないと思われ、

国内における公示はあまりにも形式的な感'をまぬが

れない旨述べるとともに、



4. ついでに貴館においでもしかるべき機会をとらえ
 上記2.の案と念の事件が方提率につき韓国側に
 説明を行ない、先方の反応を随時報告ありたい。